

随意契約理由

令和5年(2023年)11月1日

契約担当課名	産業振興課
発注担当課名	産業振興課
契約名称	市民農業体験（たまねぎの栽培）委託業務
契約内容	市民農業体験（たまねぎの栽培）に伴う圃場の提供、圃場整備、農機具の整備、苗、肥料の準備、栽培指導、収穫の準備、収穫指導等を行う。
契約締結日 及び契約期間	令和5年（2023年）11月1日 令和5年（2023年）11月1日から令和6年（2024年）3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	豊中市長興寺南3丁目 豊中ファーマーズ 代表 笹部光義
契約金額	200,000円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）

市民農業体験の農地の提供及び農業指導を行うことができるものが、豊中ファーマーズ以外にないため。

※豊中ファーマーズとは、豊中市で生産される新鮮でおいしい農産物などを消費者に供給することにより、地産地消の推進を図り、農業に対する理解と農地の保全を目的に開催する直売会等の運営・管理することを目的とした、豊中市内で農作物を生産している者及び直売会等の事業に賛助する個人・団体に構成された会である。